

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年12月28日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷 隆司

岩手県人事委員会規則第17号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表第1（第2条関係）							別表第1（第2条関係）						
組 織	区 分						組 織	区 分					
	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種
知 事 の 事 務 部 局	[略]			[略]	[略]	[略]	知 事 の 事 務 部 局	[略]			[略]	[略]	[略]
				国際監	地域連 携推進 監						国際監	地域連 携推進 監	
				首席ス ポーツ 振興専 門員	県産米 生産振 興監	[略]					首席ス ポーツ 振興専 門員	県産米 生産振 興監	[略]
	[略]							[略]					
	[略]							[略]					
	[略]							[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成31年1月1日から施行する。